

## ○越前市認可地縁団体印鑑条例

平成17年10月1日  
条例第89号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

## (登録の資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、代表者に代えてこれらの者とする。

- (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人  
(平20条例26・平25条例4・一部改正)

## (登録の申請)

第3条 認可地縁団体の代表者及び前条各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、自ら登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

## (登録印鑑)

第4条 登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、一の認可地縁団体につき1個とする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (4) その他市長が不相当であると認めるもの

## (認可地縁団体印鑑登録原票)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票に、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録者の資格
- (7) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「認可地縁団体印鑑登録者」という。)の氏名
- (8) 認可地縁団体印鑑登録者の生年月日
- (9) 認可地縁団体印鑑登録者の住所
- (10) その他認可地縁団体印鑑の登録に関し必要な事項

## (登録事項の修正)

第6条 市長は、法第260条の2第10項の規定に基づき告示した事項に関し同条第11項の規定による変更の届出があったときは、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出の記載に基づき認可地縁団体印鑑登録原票の記載を修正するものとする。

## (登録廃止の申請等)

第7条 認可地縁団体印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、自ら登録されている認可地縁団体印鑑(以下「登録認可地縁団体印鑑」という。)を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑登録者は、当該登録認可地縁団体印鑑を亡失したときは、規則で定めるところにより、直ちに、自ら市長に届け出なければならない。

## (認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第8条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、[第1号](#)又は[第2号](#)に該当する場合を除き、市長は、規則で定めるところにより、当該認可地縁団体印鑑登録者に通知するものとする。

- (1) [前条第1項](#)の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったとき。
- (2) [前条第2項](#)の規定に基づく登録認可地縁団体印鑑の亡失の届出があったとき。
- (3) 代表者等の変更があったとき。
- (4) 認可地縁団体が解散したとき。
- (5) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名に変更を生じた場合で、市長が当該地縁団体の代表者等の登録認可地縁団体印鑑を適当でない認めるとき。
- (6) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、[前項](#)の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録原票を消除するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の再製)

第9条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、認可地縁団体印鑑登録者にその旨を通知し、登録認可地縁団体印鑑の提示を求めて認可地縁団体印鑑登録原票の再製をすることができる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の印影その他記載事項が不鮮明になったとき。
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票が滅失したとき。
- (3) その他市長が再製する必要があると認めるとき。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第10条 認可地縁団体印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、自ら登録認可地縁団体印鑑を持参し、[越前市手数料条例\(平成17年越前市条例第82号\)](#)に規定する手数料を添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第11条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付しないものとする。

- (1) 抹消されるべき認可地縁団体印鑑の登録に係る証明を求められたとき。
- (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付に係る申請書に押印した登録認可地縁団体印鑑の印影が不鮮明であるとき。
- (3) [第9条](#)の規定に基づき登録認可地縁団体印鑑の提示を求めたにもかかわらず、その提示がなされないとき。
- (4) [前条](#)の規定による方法以外の方法により証明を求められたとき。
- (5) 災害等により認可地縁団体印鑑登録証明書の作成が困難であるとき。
- (6) その他市長が不相当であると認めたとき。

第12条 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、規則で定めるところにより、認可地縁団体印鑑登録原票([第5条第1号](#)、[第2号](#)、[第5号](#)、[第9号](#)及び[第10号](#)に規定する事項を除く。)の写しに認証し、認可地縁団体印鑑登録証明書として交付する。

(代理人の申請又は届出)

第13条 市長は、[第3条](#)の規定による申請、[第7条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定による申請若しくは届出又は[第10条](#)の規定による申請を[地方自治法施行規則\(昭和22年内務省令第29号\)第19条第1項第1号ト](#)に規定する代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

(登録申請者等の確認)

第14条 市長は、[第3条](#)の規定による申請、[第7条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定による申請若しくは届出又は[第10条](#)の規定による申請があったときは、当該申請又は届出を行った者が代表者等若しくは認可地縁団体印鑑登録者又は代理人であることを確認しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び登録認可地縁団体印鑑の証明の適正な実施を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、関係者に対して質問をさせ、又は関係書類の提示を求めさせることができる。

(閲覧の禁止)

第16条 認可地縁団体印鑑登録原票その他登録認可地縁団体印鑑に関する書類は、閲覧することができない。

(越前市行政手続条例の適用除外)

第17条 [この条例](#)の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、[越前市行](#)

政手続条例(平成17年越前市条例第28号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市認可地縁団体印鑑条例(平成9年武生市条例第22号)の規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録に関する処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月26日条例第26号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。